

令和2年松前町条例第33号

松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年12月28日

松前町長 岡 本 靖

松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例

松前町国民健康保険条例（昭和40年4月1日公布松前町条例）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 <u>松前町国民健康保険事業運営協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p>第3章～第8章 省略</p> <p>附則</p> <p>第2章 <u>松前町国民健康保険事業運営協議会</u> <u>（松前町国民健康保険事業運営協議会）</u></p> <p><u>第2条 町の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、松前町国民健康保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）とする。</u></p> <p><u>2 _____ 協議会 _____ の委員の定数は、次 _____ に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会 _____</u>（第2条・第3条）</p> <p>第3章～第8章 省略</p> <p>附則</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会 _____</u> <u>（国民健康保険運営協議会委員定数）</u></p> <p><u>第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p>

(被保険者としない者)

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

第5章 保健事業

第7条 町は、法第72条の5第1項

に規定する特定健康診査等のほか
、被保険者の健康の保持増進のための次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) 省略

2 省略

(被保険者としない者)

第4条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により老人ホームに収容されているものであつて町長が認定したもの

は、被保険者としない。

第5章 保健事業

第7条 町は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5

に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) 省略

2 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年松前町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条、第3条関係）	別表（第2条、第3条関係）

機関名	職名	報酬額		旅費
		区分	金額(円)	
1～13 省略				省略
14 松前町国民健康保険 事業運営協議会	省略			
5～60 省略				

機関名	職名	報酬額		旅費
		区分	金額(円)	
1～13 省略				省略
14 国民健康保険運営協 議会	省略			
15～60 省略				